

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第6区分  
 【発行日】令和5年1月25日(2023.1.25)

【国際公開番号】WO2020/197608  
 【公表番号】特表2022-528153(P2022-528153A)  
 【公表日】令和4年6月8日(2022.6.8)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-102  
 【出願番号】特願2021-559485(P2021-559485)  
 【国際特許分類】

10

B 6 5 C 9/26(2006.01)

B 6 5 C 9/18(2006.01)

【F I】

B 6 5 C 9/26

B 6 5 C 9/18

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月11日(2023.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カセットに搭載されたラベルストリップのラベルを、物品に貼付するために使用される装置であって、

・複数の拡張型ベローズ、

その上に該拡張型ベローズを搭載したインデックス可能な回転ヘッド、

該インデックス可能な回転ヘッドの上方にあるラベル転送点、及び

30

該ラベル転送点の上方にあり、その上に該カセットを支持するように構成されたカセットサポータ、を備えたラベル貼付機、並びに、

・該ラベル転送点の上方にあり、該ラベルストリップが該ラベル転送点に向かってオーバーランすることを防止するように構成されたラベルストリップ偏向手段、を含み、

該ラベルストリップ偏向手段は該ラベル転送点及び該カセットサポータの間であって、かつ、該ラベルストリップ偏向手段は、該ラベル転送点とは反対の方向に上向きに傾斜した固定プレートである、前記装置。

【請求項2】

更に、毎分30メートルを超える動作速度で前記ラベルストリップを推進して運ぶように構成されたラベルストリップ駆動手段を含む、請求項1記載の装置。

40

【請求項3】

更に、前記ラベルストリップを前記カセットから前記ラベル転送点へ運搬するように構成されたラベルストリップ駆動手段を含む、請求項1記載の装置であって、前記ラベルストリップ偏向手段は、該ラベルストリップの経路の上方に、該ラベルストリップ駆動手段と該ラベル転送点との間に横方向に配置される、前記装置。

【請求項4】

更に、前記ラベルストリップを前記カセットから前記ラベル転送点へ運搬するように構成されたラベルストリップ駆動手段を含む、請求項1記載の装置であって、該ラベルストリップ駆動手段が、従動スカルップホイール及びニップローラを含み、該ニップローラが、該従動スカルップホイールと固定された関係に配置されて、該従動スカルップホイール

50

と該ラベルストリップとの間に少なくとも270度の弧の一定した摩擦係合を達成する、前記装置。

【請求項5】

更に、従動スカラップホイール、テンションローラ、該従動スカラップホイール及び該テンションローラを相互連結する第1及び第2の支持アーム、並びにニップローラ軸を有するニップローラ、を備えるラベルストリップ駆動手段、を含む、請求項1記載の装置であって、

該第1及び第2の支持アームは最も高い位置から、該第1及び第2の支持アームが該ニップローラ軸に当接する最も低い位置まで移動可能である、前記装置。

【請求項6】

前記第1及び第2の支持アームのそれぞれには凹部が形成され、該第1及び第2の支持アームが最も低い位置の時に、前記ニップローラ軸は該凹部と係合する、請求項5記載の装置。

【請求項7】

更に、第1の軸の周りを回転自在な従動スカラップホイール、第2の軸の周りを回転自在なニップローラ、及び第3の軸の周りを回転自在なテンションローラを備えたラベルストリップ駆動手段を含む、請求項1記載の装置であって、該テンションローラは、最も高い位置であって該第3の軸が該第1の軸の上方にある該位置から、最も低い位置であって該第3の軸が該第2の軸の上方にある該位置まで移動可能である、前記装置。

【請求項8】

前記ラベルストリップ偏向手段は、前記ラベル貼付機上に取り付けられる第1の部分、及び、該第1の部分から延長している第2の部分を含む、請求項1記載の装置。

【請求項9】

前記第2の部分は前記ラベル転送点とは反対方向に傾斜している、請求項8記載の装置。

【請求項10】

前記ラベルストリップ偏向手段は、全体的にL字形である、請求項8記載の装置。

【請求項11】

前記ラベル貼付機は、更に、フレーム、該フレーム上に取り付けられて前記ラベル転送点を画定するラベルストリップエッジ、及び、該フレーム上、かつ該ラベルストリップエッジの上方に取り付けられた支持体、を備える、前記請求項8記載の装置であって、前記ラベルストリップ偏向手段の前記第1の部分は該支持体上に取り付けられる、前記装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

ラベル貼付機105は、複数の拡張型ベローズを備えるインデックス可能な回転ヘッド160を備え、このうちの2つのベローズ161、162は、図2で十分に確認することができる。細長いラベルストリップ150は、取り外し可能なラベルカセット110のリール151（図2では確認できない）に搭載されている。ラベルストリップ150は、以下に説明するように、貼付機105によって、V字形ストリップエッジ159aと159bとの間の領域として本明細書で画定されるラベル転送点159（図9）に引き寄せられる。ラベル転送点159において、個々のラベル（見やすくするために示されていない）は、V字形のラベルストリップエッジ159a及び159bによってラベルキャリアストリップから剥離され、図2に一部が示されているように、単一の拡張型ベローズ163の先端部に「粘着面を上にして」転送される。その個々のラベルは、ベローズ163によって運搬され、該ベローズは

10

20

30

40

50

、当技術分野で公知のように、拡張してそのラベルを、物品190c~190eで示されるような個々の農産物品に貼付する。コンベヤ180は、毎分30メートルを超える速度で農産物品を運搬する。

10

20

30

40

50